

平成 16 年 6 月 11 日

各 位

東京都港区白金台三丁目 16 番 13 号
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 富田 憲介
(コード番号 4564 東証マザーズ)
(問い合わせ先) 管理部部長 西島雄一
電話番号 03 5798 7390

ストック・オプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 3 回定時株主総会の決議を条件に、商法第 280 条の 20 及び第 280 条の 21 の規定に基づき、新株予約権を無償により発行することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上の対する意欲や士気を喚起することならびに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員に割当てると致します。

3. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 700 株を上限とする。

なお、新株発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

700 個(本新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

なお、各対象者に割り当てる新株予約権の数については、取締役分、監査役分、使用人分あわせ 700 個とし、その範囲内での配分に関しては取締役会に一任するものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

本新株予約権の目的たる株式 1 株当りの払込金額（以下「払込価額」という。）は、次により決定される払込金額とする。
払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の属する前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。
ただし、当該金額が新株予約権発行日の当日終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株発行後に時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権および新株予約権付社債の権利行使、ならびに平成 14 年 4 月 1 日改正前商法に定める新株引受権付社債に付された新株引受権の権利行使を除く。）を行う場合は、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 16 年 6 月 30 日から平成 26 年 6 月 29 日まで（権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。）

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有していることを要する。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。
本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。

(7) 新株予約権の権利譲渡の禁止

本新株予約権者及び相続による権利承継者は、本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

本新株予約権者が上記(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合および上記(6)に定める規定により本新株予約権の相続による承継が認められない場合ならびに本新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権の全部を無償で消却することができる。
上記以外で新株予約権の目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由として当社取締役会で定める事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。また各割当予定者の都合またはその他の事由により、未割当の新株予約権については、取締役会決議により消却できるものとする。

(9) 規定外事項の処理

付与契約及び細則に規定のない事項に関しては、会社と本新株予約権者が誠意を以って協議を行い、本新株予約権者が協議に応じない場合及び協議を尽くしてもなお合意が成立しない場合は、当社の決するところによる。

(注) 新株予約権の具体的な付与及び割当の内容は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議を以って決定致します。

以上